

多治見市立学校の学校預り金事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、受益者負担の原則に基づき、学校が保護者から一時的に預かる学校教育活動に係る経費（以下「学校預り金」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めることにより、学校預り金事務の適正かつ効率的な運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「学校預り金」とは、次に掲げる会計に属する現金及び預貯金をいう。

- (1) 学年費に関する会計
- (2) 積立金に関する会計
- (3) 学校給食費に関する会計
- (4) 児童会又は生徒会に関する会計
- (5) 部活動に関する会計
- (6) その他校長が認める会計

(学校の責務)

第3条 学校は、学校預り金が保護者から預かっているものであるという認識に立ち、適正かつ効率的な運営に努めなければならない。

2 学校は、学校預り金の目的、金額及び集金方法等について、保護者に対し事前に説明し、かつ、事後に報告しなければならない。

(校長等の責務)

第4条 校長は、学校預り金の管理責任者として、事務を統括する。

2 教頭は、学校預り金の管理について校長を補佐するとともに、学校預り金事務の適正な運営のため、校内における事務処理を監督する。

3 校長は、この要領に規定する事務に従事する教職員を指名し、校内分掌等に定めなければならない。

4 校長は、前項の指名をするにあたっては、会計責任者と会計担当者とは異なる者としなければならない。

(会計取扱原則)

第5条 学校預り金に関する会計事務については、次に掲げるところにより処理する

ものとする。

(1) 各会計年度（毎年4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。以下同じ。）

の支出は、当該会計年度の収入（前年度繰越金を含む。）をもって充てる。

(2) 会計間において流用してはならない。

(3) 収入及び支出は、原則として、金融機関を経由して行う。

（予算及び決算）

第6条 校長は、毎会計年度開始前に、会計ごとに事業計画案及び予算案を次条に定める学校預り金運営委員会（以下「運営委員会」という。）に諮り、承認を得なければならない。

2 校長は、監査終了後速やかに決算案を運営委員会に諮り、承認を得た後、保護者に報告しなければならない。

（運営委員会）

第7条 校長は、教職員及び保護者により構成する運営委員会を置かなければならない。

2 運営委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 校長

(2) 教頭

(3) 校長が指名する教職員

(4) 保護者の代表

3 運営委員会は、校長が必要に応じて招集する。

4 運営委員会は、第2条各号に掲げる会計ごとに置くことができる。

（契約・補助教材等審査会）

第8条 校長は、学校預り金に関する適正な契約及び補助教材等の選定のため、学校預り金契約及び補助教材等審査会（以下「契約・補助教材等審査会」という。）を置かなければならない。

2 契約審査会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 校長

(2) 教頭

(3) 校長が指名する教職員

(4) 保護者の代表

- 3 契約審査会は、校長が必要に応じて招集する。
- 4 校長は、意見を聴取するため必要と判断した者を出席させることができる。

(契約)

第9条 随意契約を締結しようとする場合は、原則として2以上のものから見積書を徴するものとする。

(会計事務及び会計書類の管理)

第10条 収入及び支出に係る会計事務は文書により起案し、校内分掌等に定める者による決裁を受けなければならない。

- 2 預貯金の入出金は、収入金調書又は支出金調書に基づくものとする。
- 3 資金前渡及び立替払は、認めない。ただし、校長が特に必要と認める場合は行うことができるものとする。
- 4 会計書類の保存期間は、7年間とする。
- 5 校長及び教頭は、各会計年度において半期に1回以上、帳簿の残高及び預貯金通帳の残高を確認しなければならない。

(学校預り金及び団体徴取金の收受)

第11条 学校は、団体徴収金（学校預り金以外のPTA会費その他の保護者の負担する金銭をいう。）を、学校預り金と併せて收受することができる。

- 2 学校が收受した団体徴収金については、速やかに当該団体徴収金に係る預貯金口座に入金するものとする。
- 3 団体徴収金に係る預貯金の入出金については、収入金調書又は支出金調書に基づいて行うものとする。

(現金、預貯金等の取扱い及び管理)

第12条 学校預り金に係る現金及び預貯金は、次に掲げるところにより適正に管理するものとする。

- (1) 現金による集金は、認めない。ただし、教頭の承認を得た場合に限り、現金で集金することができるものとする。
- (2) 集金した現金は、所定の預貯金口座に入金し、保管しなければならない。
- (3) 預貯金口座の登録印鑑は、公印とは別に調製するものとし、当該印鑑の管理は、校長又は教頭が行う。
- (4) 預貯金通帳は、校長及び教頭以外の教職員が管理する。

(財産の管理)

第13条 財産及び備品は、台帳により管理する。

(監査)

第14条 校長は、学校預り金に関する監査のため、会計ごとに監事を2人以上置かなければならない。

2 監事のうち1人以上は保護者を充てるものとする。

(事務引継ぎ)

第15条 校長、教頭、会計責任者、会計担当者又は監事に異動があったときは、前任者は速やかに後任者に事務の引継ぎを行うものとする。

(助言及び指導)

第16条 教育委員会は、学校預り金の取扱いについて、必要に応じて助言又は指導を行うことができる。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、学校預り金の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。